

平成九年法律第六十五号

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、試験研究機関等の研究業務に従事する一般職の職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 試験研究機関等 次に掲げる機関であつて、試験研究に関する業務を行ふものをいう。

イ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法

(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第

百二十号)第八条の二に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

ハ 内閣府設置法第四十三条及び第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人

ハ 研究業務 試験研究機関等の試験研究に関する業務をいう。

三 職員 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員(試験研究機関等の長その他の人事院規則で定める官職を占める職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員を除く。)をいう。

(任期を定めた採用)

第三条 任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この号の規定又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六条の六第一項第二号の規定により独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を除く。)を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

3 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事院の承認を得なければならぬ。任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行ふ場合には、人事院と協議して定めた採用計画に基づいてしなければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めるものとする。

(任期)

第四条 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、七年(特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあつては、十年)を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 前条第一項第一号に規定する場合は、三年(研究業務の性質上特に必要がある場合で、人事院の承認を得たときは、五年)を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

第五条 任命権者は、第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)の任期が五年に満たない場合には、当該職員にその任期

第二号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第二号任期付研究員」という。)の任期が三年に満たない場合(前条第二項の人事院の承認を得て任期が定められた場合を除く。)にあつては採用した日から三年、第二号任期付研究員のうち同項の人事院の承認を得て任期が定められた職員の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(給与に関する特例)

第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸 2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。	号俸 2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。	俸給月額					
		6	5	4	3	2	1
3	2	1	円	402,	461,	522,	603,
3	9	8	000	000	000	000	000
3	7	1	000	000	000	000	000
3	9	8	000	000	000	000	000

3 各庁の長(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)次項及び次条において「給与法」という。)第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。同項及び第五項において同じ。)は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に応じて人事院規則で定める基準に従い決定する。

4 各庁の長は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、同項及び前項の規定にかかるわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。)又は給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額とすることができる。

5 各庁の長は、第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事院規則で定めるところにより、その俸給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

6 第三項の規定による号俸の決定、第四項の規定による俸給月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与法の適用除外等)

第七条 給与法第六条、第八条、第十条から第十二条の二まで、第十二条の十及び第十九条の七の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)以下「任期付研究員法」という。」第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項

する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

第一次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条、第九条及び第十一

条から第十三条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第二二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二七日法律第一二五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年六月八日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、

第一条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成一三年六月八日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。並びに附則第二十八条第二項、第三十
一 第二章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに第三十九条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)
第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一一月二二日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けた職員について、(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

一 略(施行日前の異動者の号俸等の調整)

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第四項及び第五項において「任期付研究員法」という。)第六条第四項の規定による俸給月額は、施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日において、(職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

三 人事院が受けた号俸等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二百二十号)附則第一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員又は第五条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

5 (平成十四年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当(以下この項において「改正後の給与法」という。)の額は、第一条の規定による改正後の給与法(以下この項において「改正後の給与法」という。)第十九条の四第一項(同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法(第二号において「改正後の任期付研究員法」という。)第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法(同号において「改正後の任期付職員法」という。)第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第十九条の八第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第二百十七号)第五条第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十四年十二月一日(期末手当等について改正後の給与法第十九条の四第一項後段、第十
九条の八第一項後段又は第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員については、退職し、若
しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き
続いて在職した期間で同年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期
間以外の在職した期間で同年四月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日ま
での期間における任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを含む。次号において「継続
在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給、初任給調整手当及び扶養手当並び
にこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)
二 繼續在職期間について改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法
の規定による俸給月額(継續在職期間において附則第二項各号に掲げる俸給月額を受けていた
額の合計額)

期間がある職員にあっては、当該期間について人事院規則で定める俸給月額により算定した場合の俸給等の額の合計額

平成十四年四月一日から基準日までの間ににおいて防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者（以下この項において「防衛庁職員等」という。）であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁職員等との権衡を考慮して人事院規則で定める額を加えるものとする。

（人事院規則への委任）

附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 （平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一五年一〇月一六日法律第一一四一号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事院規則で定める。

一 略

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第四項及び第五項において「任期付研究員法」という。）第六条第四項の規定による俸給月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日ににおける号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けっていた号俸等の基礎）

前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けっていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二百二十号）附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで、第十九条の八第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項か

ら第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百七号）第五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事院規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十五年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定められた日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、調整手当、研究員調整手当、居住手当、通勤手当、単身赴任手当（給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十三条の三の規定による手当を含む。）、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第二百十二号）附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当並びに国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは、「第一号に掲げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

（人事院規則への委任）

附 則 第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（改正前の任期付研究員法第六条第四項等の規定による俸給月額に関する経過措置）

6 施行日の前日において第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次項において「改正前の任期付研究員法」という。）第六条第四項又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次項において「改正前の任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員のうち、改正前の給与法の指定職俸給表十一号俸の額を超える俸給月額を受けていた職員の施行日以降における俸給月額は、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第六条第四項又は第四条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第三項の規定にかかわらず、施行日の前日において当該職員が受けていた俸給月額と同じ額とする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法若しくは平成十年改正附則第十一項若しくは第

十二項、改正前の任期付研究員法又は改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律（第二条の規定を除く。）の施行に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

（施行期日） 附則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（施行期日） 第一条（平成一七年一一月七日法律第一一三号）抄

第一条 この法律は、公布の日の属する月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けた職員の施行日における俸給月額（第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受けた期間に通算されることとなる期間）は、人事院規則で定める。

一 略

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条第四項の規定による俸給月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

第三条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日ににおける号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日に

おいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けている号俸等の基礎）

第四条 前二条の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けている号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二百二十号。附則第十条において「平成十年改正法」という。）附則第十一項から第十三項まで、第四条の規定による改正前の任期付研究員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

第五条 平成十七年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第六条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六项ま

で、第十九条の八第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第二百十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事院規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末当時は、支給しない。

一 平成十七年四月一日（同月一日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第二百十二号）附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人

事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の〇・三六を乗じて得た額

○ 三六を乗じて得た額

二 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第八条 切替え日の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替え日における号俸又は俸給月額は、人事院規則で定める。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第八条 切替え日の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替え日における号俸又は俸給月額は、人事院規則で定める。

（職員が受けている号俸等の基礎）

第九条 切替え日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替え日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けている号俸等の基礎）

第十条 附則第六条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けている号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法、第五条の規定による改正前の任期付研究員法、第七条の規定による改正前の任期付職員法又は附則第十七条の規定による改正前の平成十年改正法附則第十一項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第十一条 附則第六条から前条までの規定の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、平成二十六年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与

ら第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第二百七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十一年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員の給付に関する法律第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期内付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸であるものからこれららの職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する法律第十二条の一第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号俸
一級	一号俸から五十六号俸まで
二級	一号俸から二十四号俸まで
三級	一号俸から八号俸まで
一級	一号俸から六十八号俸まで
二級	一号俸から三十二号俸まで
一級	一号俸から四十号俸まで
二級	一号俸から八号俸まで
一級	一号俸から五十二号俸まで
二級	一号俸から二十四号俸まで
三級	一号俸から八号俸まで
一級	一号俸から五十二号俸まで
二級	一号俸から四十四号俸まで
三級	一号俸から三十二号俸まで
四級	一号俸から十六号俸まで
一級	一号俸から五十二号俸まで
二級	一号俸から二十四号俸まで
三級	一号俸から八号俸まで
一號俸から五十二号俸まで	一号俸から五十二号俸まで

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第九条及び要な事項は、人事院規則で定める。

二 平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であつた者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額

(平成二十二年十一月に支給する期末手当に関する特例措置)
第三条 平成二十二年十一月に支給する期末手当の額は、改正後
条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条各
正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適

第三条 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第一項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項か

ら第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。附則第五条及び第七条において「育児休業法」という。）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百七十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

行政職俸給表(一)	行政職俸給表(二)	行政職俸給表(二二)	専門行政職俸給表
職務の級			
一級	一号俸から九十三号俸まで	一号俸から一百八号俸まで	一号俸から三十二号俸まで
二級	一号俸から六十四号俸まで	一号俸から四十六号俸まで	一号俸から四十八号俸まで
三級	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から三十二号俸まで
四級	一号俸から四号俸まで	一号俸から四号俸まで	一号俸から二号俸まで
五級	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から七十二号俸まで
六級	一号俸から十六号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から三十六号俸まで
七級	一号俸から四号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から八十号俸まで
一級	一号俸から四号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から三十六号俸まで
二級	一号俸から四号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から三十六号俸まで
三級	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで

項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律第五条第一項又は法科大学院派遣法第十三条第二項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

行政職俸給表(二)										行政職俸給表(一)									
専門行政職俸給表					行政職俸給表(二)					行政職俸給表(一)					職務の級				
六級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	
一号俸から四号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から六十号俸まで	一号俸から九十三号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から七十六号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から百二十一号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から六十六号俸まで	一号俸から七十六号俸まで	一号俸から八十八号俸まで	一号俸から九十九号俸まで	
一号俸から四号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から六十号俸まで	一号俸から九十三号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から七十六号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から百二十一号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から六十六号俸まで	一号俸から七十六号俸まで	一号俸から八十八号俸まで	一号俸から九十九号俸まで	

稅務職俸給表

研究職俸給表

附則
(平成二六年一月九日法律第一〇五号)
抄

施行期日等

2 平成二十五年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一條の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十一年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一號俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員については、二号俸）上位の号俸とする。

3
平成二十六年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正附則第十二条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整事項並びに平成二十四年四月一日及び平成二十五年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十六年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとし、場合に同日における号俸の一号奉（職員の調整考慮事項を考慮して寺に調整が必要となる場合は同日における号俸の一号奉）の二分の一とする。

4
が場合に同様に受け取ることとなる号俸の「二号俸」(職員の詰替者履歴がある場合は、特に詰替の必要があるものとして人事院規則で定める職員)にあつては、「二号俸」上位の号俸とする。

育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするもの」とし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に

（人事院規則等への委任）
第十一條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、一般職の職員に関するものにあつては人事院規則、特別職の職員及び防衛省の職員に関するものにあつては政令で定める。

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

七

〔旅行其日〕去唐は、独立行女去（獨り行ひ去）一那シニテ三二ノ去唐（云或二二六三上ハ唐第六一六一七）。

第一条 この法律は、平成二十六年六月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第一項、第十八条及び第三十条の規定
公布の日

（处分等の効力）

**第二十
八條** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれまでの法律に基づく命令を含む規則は、この法律の施行後も繼續してその効力を有する。

規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令

の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

第四条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による改正前の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ法又は第六条の規定による改正前の任期付研究員法又は改正後の任期付研究員法の規定による改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(切替日における任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

第五条 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の給与法の指定職俸給表A号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額 第五条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

(切替日前の異動者の号俸の調整)

切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸につゝては、その者が切替日ころにて職務の及と異にする異動等をしてからとし

場合の権限上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第七条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額

が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除

く。」には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与

法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く）のうち、

その暗形の絵力同様、表の暗形の絵以上である者、以下この項において、**寺官**と記す。五十五年、寺官の長刀(四寸一)^ヨ。(寺官)義敏以降、^ト。

の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後迄に特定職員となつた場合にあっては、持

定職員となつた日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

第八条 前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。
前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十条の五第一項、第十九条の四

第五項（給与法第十九条の七第四項において準用する場合及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。次項及び次条において「育児休業法」という。）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第八項第二号から

ら第四号まで、第六号及び第七号の規定の適用については、給与法第十条の五第二項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百三号）」による。付則第二条の規定による奉合の額

十六年法律第二百五号（以下「平成二十六年改正法」といふ）附則第七条の規定による修正の客との合計額」第七、給与法第十九条の第四項中の「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成二十六年改正法」第七条による俸給の額との合計額」と、給与法附則第八項第二号中「専門門禁」（我聞室）を「専門門禁（まつもんもんきん）」（我聞室を改めて門禁）へと

この項において「俸給月額」である専門の「俸給月額」を当月専門の月額、以下「専門月額」とする。専門月額は、各専門の月額を専門別に算出する。専門別月額は、各専門の月額を専門別に算出する。専門別月額は、各専門の月額を専門別に算出する。

2 シフ職調整手当月額」とする。
前条の規定による俸給を支給される職員に関する育児休業法附則第一条第一項の規定の適用に

ついては、同項目中、「第二号」とあるのは、「から第四号まで」と、「二を減じた」とあるのは、「専門スタッフ職調整手当の月額」とある。専門スタッフ職調整手当の月額は、「（月額）×（月数）」で計算される。（月額）は、「俸給額（月額）を $\frac{1}{2}$ として算出する。

（以「この項目第六号」一併記載）客文（ノタ）及（取扱説明書）等に記載する事項（月額）と、（同項第三号）及び（同項第六号）中「専門スタッフ職調整手当（月額）」とあるのは、「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当（月額）」と、「同項第六号」と、「専門スタッフ職調整手当（月額）」とあるのは、「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当（月額）」と、「同項第六号」と、「専門スタッフ職調整手当（月額）」である。

3 ツフ職調整手当の月額を」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額を」とする。前条の規定による俸給を支給される職員に関する次に掲げる法律の規定については、こ

これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額」と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百五号）附則第七条の規定による俸給の額との合計額とする。

一 任期付研究員法第六条第五項
(人事院規則への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律（第三条の規定を除く。）の施行に必要な事項は、人事院規則で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに（施行期日等）
（平成二八年一月二六日法律第一号）抄

附則第五条及び第六条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
第一条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の給与法」とい

（給与の内訳）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

第三条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律

第五百五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む)、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む)又は第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む)又は第六条の規定による改正前の一般職の任期付研究員法の規定に基づいて支給された給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む)は、それぞれ改正後の給与法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む)、改正後の任期付研究員法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む)又は改正後の任期付職員法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む)のみなす。

(人事院規則への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
附 則 (平成二八年一月二四日法律第八〇号) 抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第六条及び第八条並びに附則第三条の規定 平成二十九年四月一日

第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九条の七第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与法(次条において「第一条改正後給与法」という。)の規定、第五条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。)による改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(次条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定及び第七条の規定(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」という。)第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用し、附則第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十八条の三第三項の規定は、同年八月一日以後に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用する。

(給与の内払)

第二条 第一条改正後給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二百五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。)附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む)、第五条の規定による改正前の任期付研究員法の規定に基づいて支給された給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む)又は第七条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む)は、それぞれ第一条改正後給与法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む)、改正後の任期付研究員法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む)又は改正後の任期付職員法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む)のみなす。

(人事院規則への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律(第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く

（人事院規則への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(运行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条、第六条及び第八条並びに附則第三条の規定 平成二十九年四月一日
第一項の規定（二段階の議員の合併に関する法律（以下「合併法」という。））

第二項及び附則第一項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与法(次条において「第一条改正後給与法」という。)の規定、第五条の規定(「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。)第七条第一項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(次条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定及び第七条の規定(「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」という。)第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用し、附則第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十八条の三第三項の規定は、同年八月一日以後に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用する。

第二条 第一条改正後給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与（一段

職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二百五号)。以下この条において「平成二十六年改正法」という。附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む

）、第五条の規定による改正前の任期付研究員法の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は第七条の規定による改正前

の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正正附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、支給された第一条改正後給与法による給与（平成二十六年改正後給与法による給与）である。第一項の規定による給与（平成二十六年改正後給与法による給与）は、支給された俸給を含む。

（平成二十一年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）を改めた。又は改後の年期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

第五条 (人事院規則への委任) 前二条に定める

の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

